



CASHLESS

消費者還元補助
公募要領
(令和 2 年度事業)

※平成 31 年度事業で消費者還元補助の交付決定を受け、年度繰越を完了している
決済事業者が対象です。

2020 年 4 月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下、「補助金事務局」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められる。当然ながら、補助金事務局としても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処する。

当事業の補助金の交付を申請する者、採択されて補助金を受給する者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」（以下「補助金適化法」という。）をよく理解し、また下記の点についても十分に認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行わなければならない。

- ① 補助金の申請者は、如何なる理由があっても、補助金事務局に提出する申請書類に虚偽の記述や添付を行ってはならない。
- ② 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について補助金事務局の承認を受けなければならない。なお、補助金事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがある。
- ③ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。
- ④ 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還させることになる。併せて、補助金事務局から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該補助対象者の名称及び不正の内容を公表する。
- ⑤ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適化法の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

目次

1	事業概要	4
1.1	事業の目的.....	4
1.2	補助金名称.....	4
1.3	予算額	4
1.4	事業スキーム	4
1.5	補助対象事業者	4
1.6	補助対象事業	4
1.6.1	補助の対象となる消費者還元の方法	4
1.7	補助対象経費・補助率.....	4
1.7.1	補助対象経費	4
1.7.2	補助率	4
1.7.3	補助対象外となる経費	4
1.7.4	上限額	4
1.8	申請単位・回数	5
1.9	補助事業期間	5
1.9.1	補助事業開始日	5
1.9.2	補助対象となる事業期間	5
1.9.3	補助事業完了日	5
1.10	事業スケジュール	6
補足①	消費税の取扱いについて	8
補足②	消費者還元補助及びポイント等の会計処理方法について	8
補足③	消費者還元の対象となる取引	9
補足④	返品・キャンセル等の取扱い	10
補足⑤	キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲	11
補足⑥	返品・キャンセルフロー類型	12
補足⑦	ポイント還元の表示方法（イメージ）	13
補足⑧	即時充当による消費者還元を行う際の注意	14
補足⑨	同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合	15
補足⑩	即時充当における事務経費補助の上限を計算する取扱高に関する注意事項	16
補足⑪	登録決済事業者による加盟店情報の提出について	17
2	交付申請及び交付決定	18
2.1	交付申請受付期間.....	18
2.2	交付申請	18
2.2.1	交付申請の手順	18
2.2.2	「合意された手続実施結果報告書」の提出	18
2.3	交付決定前の変更	19
2.4	審査	19
2.5	交付決定	19

2.6	申請手続の代行（代行申請事業者）	19
2.6.1	代行できる手続	19
2.6.2	代表申請事業者の責務及び不正行為に対する措置	20
3	事業実施方法	20
3.1	補助事業の開始	20
3.2	計画変更等について	20
3.3	実施状況の確認	20
3.4	概算払について	20
3.4.1	概算払請求について	20
3.4.2	概算払のスケジュール	21
3.5	中間検査について	21
3.6	補助事業の完了	21
3.7	実績報告及び額の確定について	22
3.8	補助金の支払い	22
3.9	検討委員会及び成果報告会への参加について	22
3.10	データ提供について	22
3.11	交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について	22
3.12	個人情報の取扱いについて	23
3.13	決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応	23

1 事業概要

1.1 事業の目的

中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進することを目的とする。

1.2 補助金名称

令和 2 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）

1.3 予算額

2,703 億円の内数

1.4 事業スキーム

令和 2 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助事業）（以下、「本事業」という。）における事業スキームは、平成 31 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助事業）（以下、「平成 31 年度事業」という。）公募要領に準拠するものとする。

1.5 補助対象事業者

平成 31 年度事業公募要領に基づき、補助金事務局に交付決定された A 型決済事業者、B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者を補助対象事業者とする。ただし、年度繰越に係る計画変更（等）承認申請書を事務局に承認された事業者に限る。

1.6 補助対象事業

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.6 補助対象事業」に準拠するものとする。

1.6.1 補助の対象となる消費者還元の方法

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.6.1 補助の対象となる消費者還元の方法」に準拠するものとする。

1.7 補助対象経費・補助率

1.7.1 補助対象経費

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.7.1 補助対象経費」に準拠するものとする。

1.7.2 補助率

10/10 以内。

1.7.3 補助対象外となる経費

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.7.3 補助対象外となる経費」に準拠するものとする。

1.7.4 上限額

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.7.4 上限額」に準拠するものとする。

1.8 申請単位・回数

平成 31 年度事業公募要領に別途定める「1.8 申請単位・回数」に準拠するものとする。

1.9 補助事業期間

1.9.1 補助事業開始日

補助事業の開始日は、原則として補助金事務局が定める日とする。

1.9.2 補助対象となる事業期間

補助事業開始日として補助金事務局が定める日、又はシステム利用規約に定める加盟店 I D 通知データに記載された有効日のいずれか遅い日～2020 年 6 月 30 日又は補助事業終了日として補助金事務局が定める日若しくはシステム利用規約に定める加盟店 I D 通知データに記載された無効日のいずれか早い日。

※なお、平成 31 年度事業公募要領に別途定める 1.7.1.1「補助対象となる取引」に規定する決済データがメインシステムや消費者還元支援システムに連携されていても、消費者還元補助の交付決定がなされていない場合、補助金の交付は行わない。

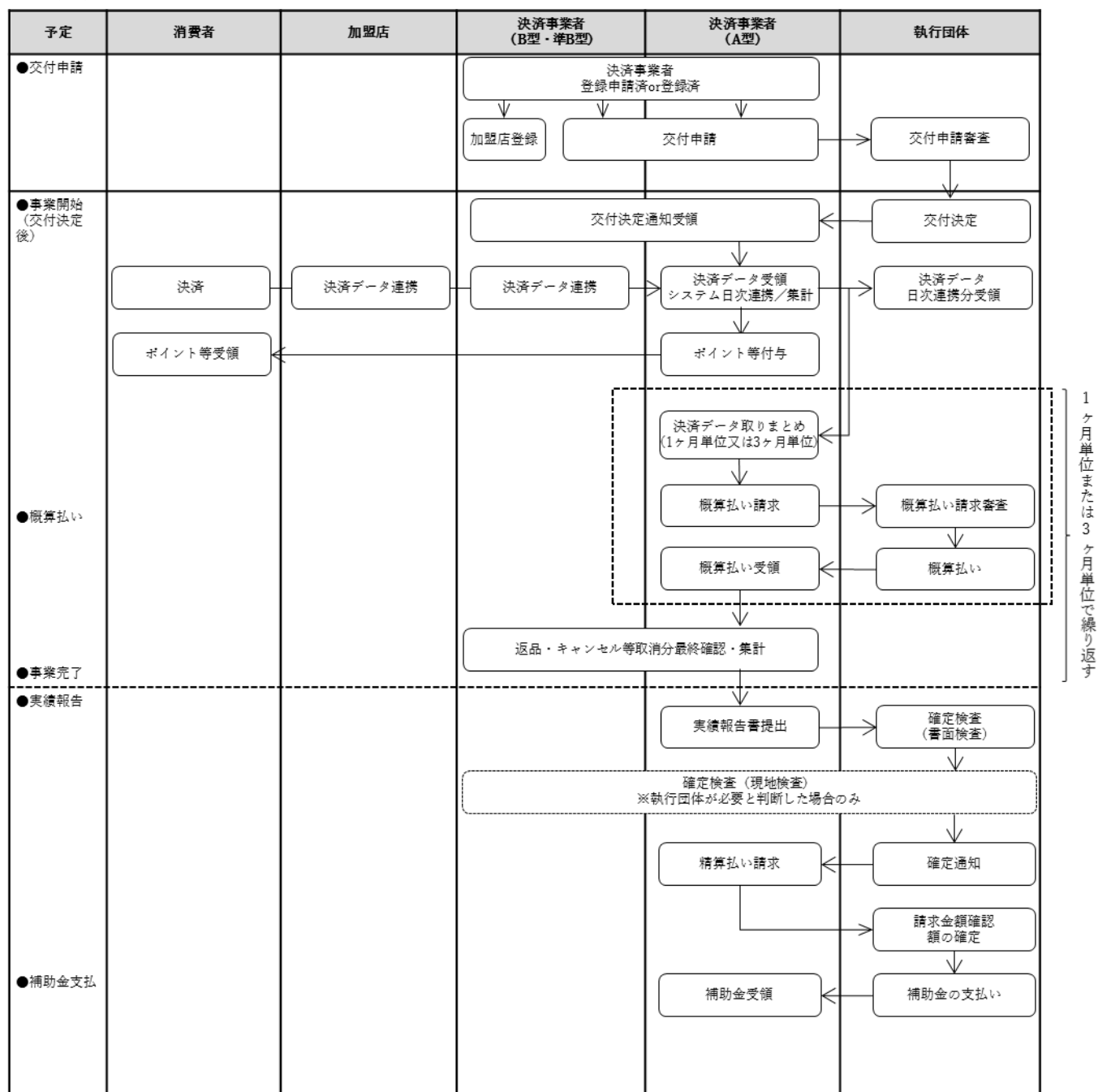
1.9.3 補助事業完了日

補助事業の完了日は、2020 年 12 月 25 日又は補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。補助対象経費は、銀行振り込みで支払うこととし、現金での支払いは認めない。また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

補助金事務局に申告した事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

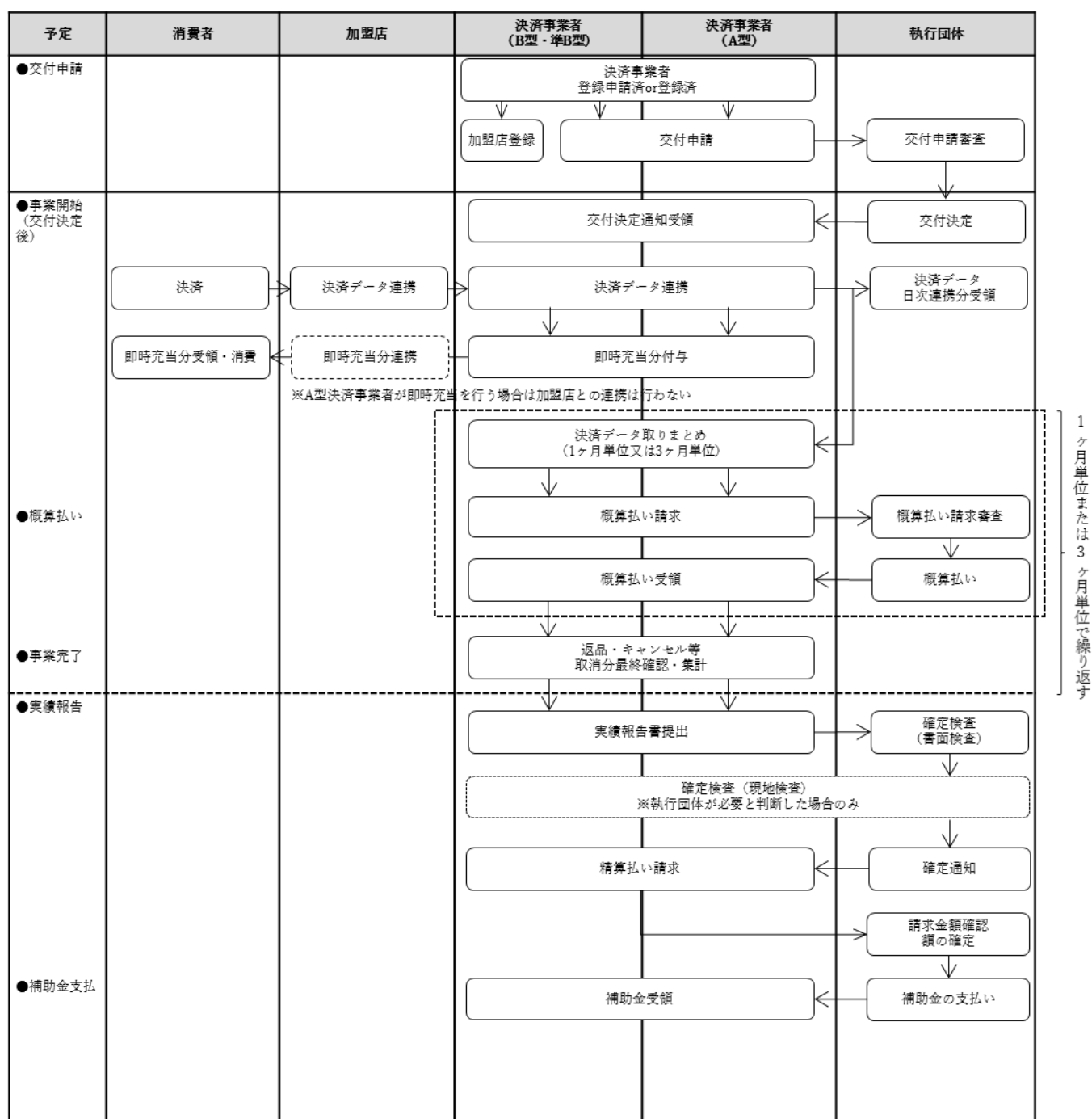
1.10 事業スケジュール

(1) 決済額に応じたポイント又は前払式支払手段に記録された金額を消費者に付与する場合



※2020年3月に実施した年度繰越の手続きから継続的に事業を行うため、
令和2年度の交付申請を行うこと。

(2) 即時に購買金額にポイント相当額を充当する場合



※2020年3月に実施した年度繰越の手続きから継続的に事業を行うため、令和2年度の交付申請を行うこと。

補足① 消費税の取扱いについて

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

<消費税の取扱い>

決済事業者と消費者との関係において、本補助金を原資として決済事業者が消費者に対して行う 1.6.1 に定める方法による消費者還元は、公的な国庫補助金を財源としたポイント等の付与であり、消費者から決済事業者に対する何らかの資産の譲渡等の対価として支払うものではないことから、消費税は不課税となる。

※なお、本補助金を原資としない通常のポイント付与等については、その実態に即して適切な会計処理・税務処理を行うこと。

補足② 消費者還元補助及びポイント等の会計処理方法について

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

<基本方針>

- ・ 決済事業者は、消費者還元補助公募要領に記載された補助の対象となる消費者還元の方法に応じて、適切な会計処理及び税務処理を行わなければならない。
- ・ 会計上の取扱い
 - ✓ 消費者還元や補助金の交付に関する各取引処理のタイミング、収益認識の時期、勘定科目等については、各社の会計方針による。
 - ✓ 最終的な財務諸表上の表示については、各個社の規模、特性、慣習により決定されるべきである。

補足③ 消費者還元の対象となる取引

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

消費者還元の対象となる取引は本補助金の対象加盟店登録がなされた店舗において、本事業の対象として登録されたキャッシュレス決済によって行われた取引のみが消費者還元補助の対象となる。(詳細は下記を参照)

なお、消費者への情報告知方法については、「広報マニュアル」にて別途取り纏める。

	本事業への加盟店登録	加盟店登録済		加盟店未登録	
	本事業に登録された キャッシュレス決済	登録済	未登録	登録済	未登録
キャッシュレス決済手段	クレカ (オフアス)	○	×	×	×
	クレカ (オンアス)	○	×	× ※1	×
	電子マネー (オフアス)	○	×	×	×
	電子マネー (オンアス)	○	×	× ※1	×
	コード (オフアス)	○	×	×	×
	コード (オンアス)	○	×	× ※1	×
	J-Debit (オフアス)	○	×	×	×
	J-Debit (オンアス)	○	×	× ※1	×
	その他 (オフアス)	○	×	×	×
	その他 (オンアス)	○	×	× ※1	×
消費者還元方法	即時充当	○	× ※2	× ※3	× ※2
その他	相乗りキャンペーン等	×	×	× ※4	×

※1 オンアス契約の加盟店が B 型決済事業者を通じて加盟店登録がされていない場合において、本補助金の対象にならないため、十分に注意すること。

※2 フランチャイズチェーン等において即時充当をする場合、本事業に登録されていないキャッシュレス決済手段による決済において、自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しないが、本補助金を受けて即時充当を行っているとは消費者に誤認させないようにすること。

※3 フランチャイズチェーン等において即時充当をする場合、本事業に登録されているキャッシュレス決済手段による決済かつ加盟店登録がなされている加盟店での取引のみが本補助金の対象となるが、本補助金の対象とならない決済においても自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しない。

※4 本補助金の対象加盟店としての登録を行わないが、本補助金の対象となるキャッシュレス決済手段を活用された取引に対して、自己負担による対応等で本補助金の対象と同様の即時充当を行うことを禁止しない。

※3 及び ※4 の場合において、決済を行う対象加盟店では下記の表示を行うこととする。

(自社のロゴが入った 5 % ・ 2 % の表示例を掲載する予定)

補足④ 返品・キャンセル等の取扱い

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

返品・キャンセル等が行われた決済の消費者還元に対して、補助金を交付することは、需要喚起という本制度の主旨に大きく反するため以下に該当する取引における補助金の申請は認めない。返品・キャンセル等に係る取引は消費者還元期間に行われた原取引が存在し、下記の返品・キャンセル等に該当する取引が発生した場合とする。この場合、B 型決済事業者から A 型決済事業者に対して、返品・キャンセル等が行われたことを伝達することを求め、当該決済分については補助申請しないこと。なお、返品・キャンセル等の伝達方法については「システム利用規約」の「Ⅶ. 返品・キャンセル登録」に記載された内容をよく確認すること。

<返品・キャンセル等に該当する取引>

- ① 請求を取り消した取引
- ② 返金・返品等による売買契約を取り消す取引
- ③ 消費者還元の上限設定を超えた取引
- ④ サービス退会・サービス解約等の事情により還元対象先に対し還元出来ない取引（1.7.1.2 及び 1.7.1.3 で定めるポイントの還元による補助金の算定方法にて還元相当額分の算出をし、申請する補助金に含まない場合はこの限りではない）
- ⑤ その他消費者に対して請求が行われなかった取引（決済データを誤って登録した場合は返品・キャンセルと同様の取扱いとして取り消すこと）

<具体的な伝達方法>

A) 電文にてキャンセルが可能な場合（クレジットカード等）

B 型決済事業者から A 型決済事業者へ電文で連携。

B) 電文にてキャンセルが不可能な場合（電子マネー等）（※1）

店舗にキャンセル分の返金の記録を求めることとし、B 型決済事業者が A 型決済事業者に連携。

※1 電文としての決済情報は残るため、加盟店が実際にキャンセル分の決済手数料を負担することから、加盟店手数料計算の決済金額からは取消・キャンセル分の控除は求めない。

補足⑤ キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

下記の分類で補助金の返還が発生する場合有

分 類		事 象 (例)	消費者 還元補助	加盟店 手数料補助	端末補助
不正・違反 ではないもの	加盟店側	増資・従業員数増等によって、 本事業に定める中小事業者 要件を満たさなくなった	返金 ※1	返金 ※1	返金不要
	消費者側	消費者還元を得た決済で買った もの・サービスを返品・キャンセルした	返金	返金 ※2	返金不要
不正・違反	加盟店側	中小事業者要件等を満たさない 事業者であることが発覚した	返金 ※3	返金 ※3	返金 ※3
		加盟店側が、誤って対象外 商品（非課税商品等）を 決済してしまった	返金 ※4	返金 ※5	返金不要
	消費者側	消費者が、何らかの手段によって 不正に消費者還元を得た	返金 ※4	返金不要 ※6	返金不要

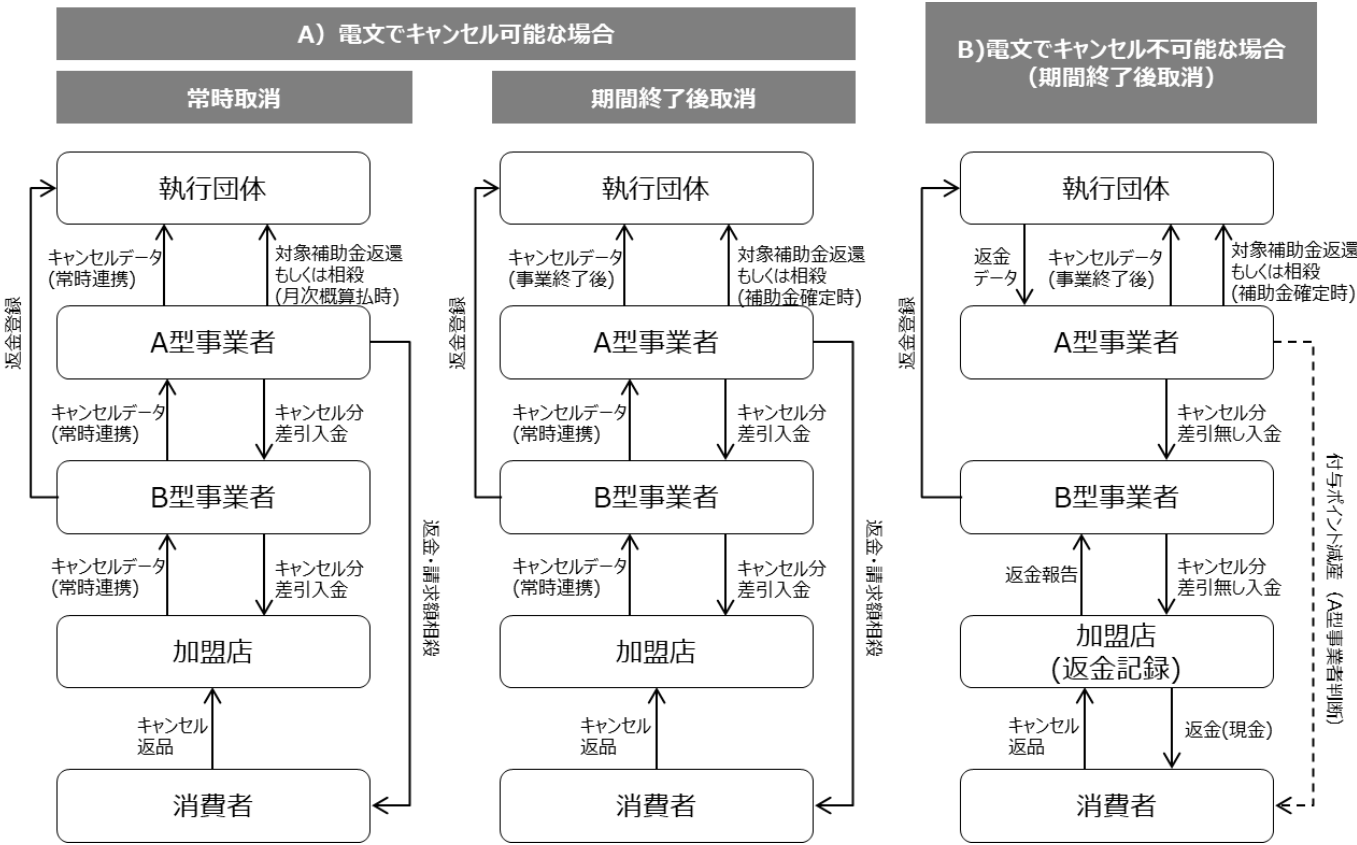
- ※1 登録加盟店に該当しなくなった日まで遡って返金。（登録加盟店に該当しなくなったことが発覚した日ではない）
- ※2 加盟店が現金で返金し、電文上の決済が残っており、当該決済分の手数料を加盟店が負担している場合は、返金不要。
- ※3 登録日まで遡って返金、端末は全額返金。
- ※4 当該商品分の消費者還元分のみ返金。
- ※5 当該決済金額の加盟店手数料補助分のみ返金。
- ※6 加盟店に帰責しない場合に限る。

補足⑥ 返品・キャンセルフロー類型

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

返品・キャンセルに伴うフローは下記の 3 類型である。加盟店で現金返金を行った場合は、必ずレシート等と一緒に記録が必要となる。

B 型決済事業者が執行団体システムにキャンセルデータ登録後、執行団体システムを介して A 型決済事業者に連携する。

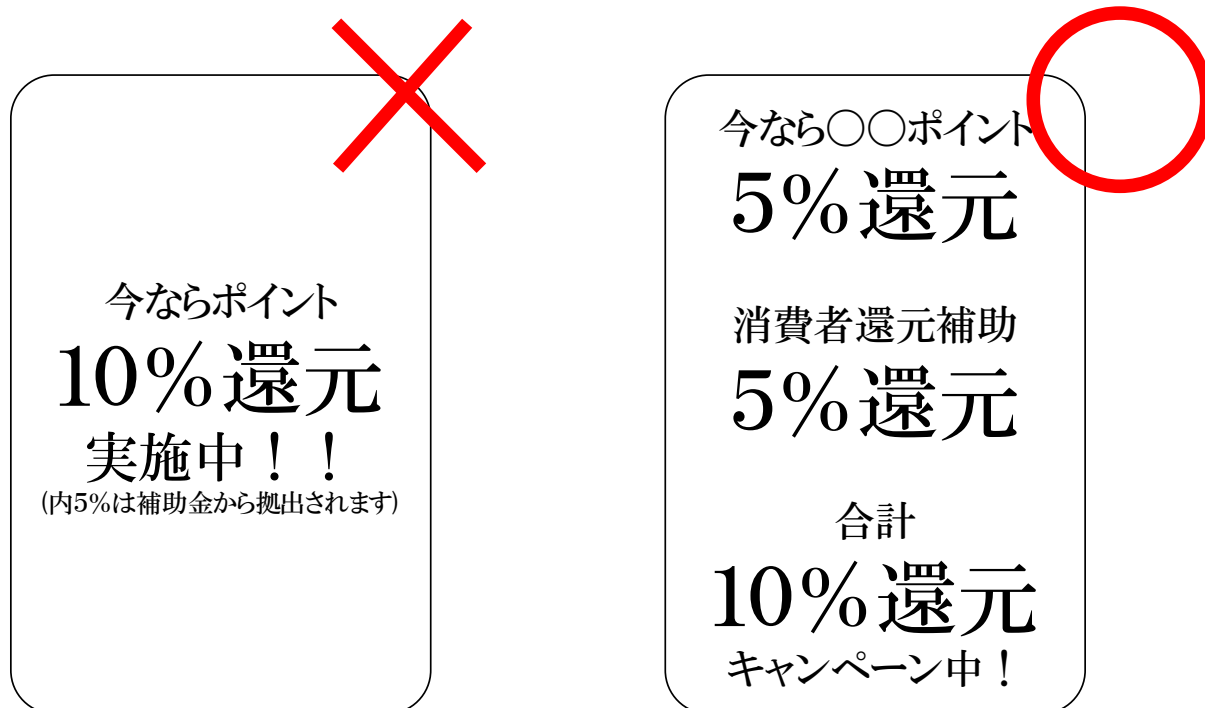


補足⑦ ポイント還元の表示方法（イメージ）

（※平成 31 年度事業公募要領より再掲）

消費者への情報告知方法については別途取り纏める「本事業の広報に関するガイドライン【キャッシュレス決済事業者向け】」に記載されている“使用してはならない表現・表示について”を確認のうえ、表示を行うこと。

例）本制度で還元されるポイントは、自社で発行するポイントと分けて表示すること。



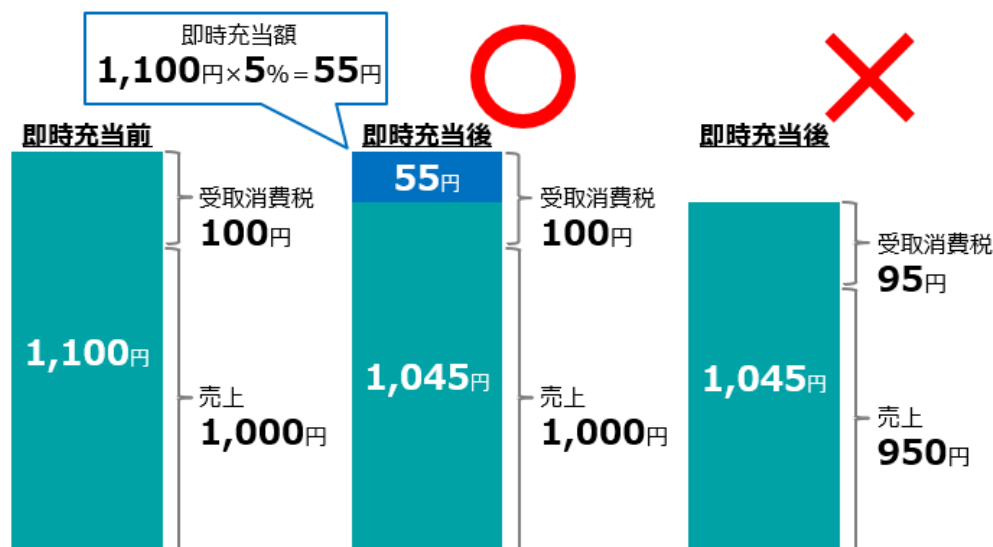
補足⑧ 即時充当による消費者還元を行う際の注意

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

<売上と消費税の基本的な考え方>

本補助金を原資として決済事業者が消費者に対して行う 1.7.1 に定める方法によるポイント等による消費者還元に限っては、以下の取扱いとなる。本補助金を原資としない通常のポイント付与等については、その実態に即して適切な会計処理・税務処理を行うこと。

- ・加盟店は、商品を値引いているのではなく、税込み購買額にポイント等を充当している
- ・加盟店の立場では、売上も受取消費税も減らない



<レシート等における表示方法>

- ・即時充当を行う場合、消費者に対して還元が行われたことを示すことが出来るレシート等により、消費者還元が行われた事実と共に、その内容を明確に示すこと。
- ・また、その表示方法としては、商品を値引いたように見える表記ではなく、あくまで税込み購買額に対してポイント等が即時充当され、即時利用されたことを明記すること。

レシート記載例)

etc.,Mart
キャッシュレス・消費者還元事業補助金事務局
東京都港区新橋0-0-00
Tel: 03-6263-0000

領収書

2019年10月1日 (火) 10:00

パン	*	¥120 (¥9)
ボールペン		¥180 (¥18)
惣菜	*	¥300 (¥24)
パスタ	*	¥500 (¥40)
ティッシュ		¥280 (¥28)
整髪料		¥780 (¥78)
緑茶	*	¥140 (¥11)
消しゴム		¥120 (¥12)
8%対象計		¥976
外税額		¥84
10%対象計		¥1,224
外税額		¥136
合計		¥2,420
*印は軽減対象		
消費者還元分		¥121
クレジット取扱い		¥2,299
ID		有効期限****/**
会員No		****_****_****_****
お取扱日		2019/10/1
支払方法		1回
承認番号		

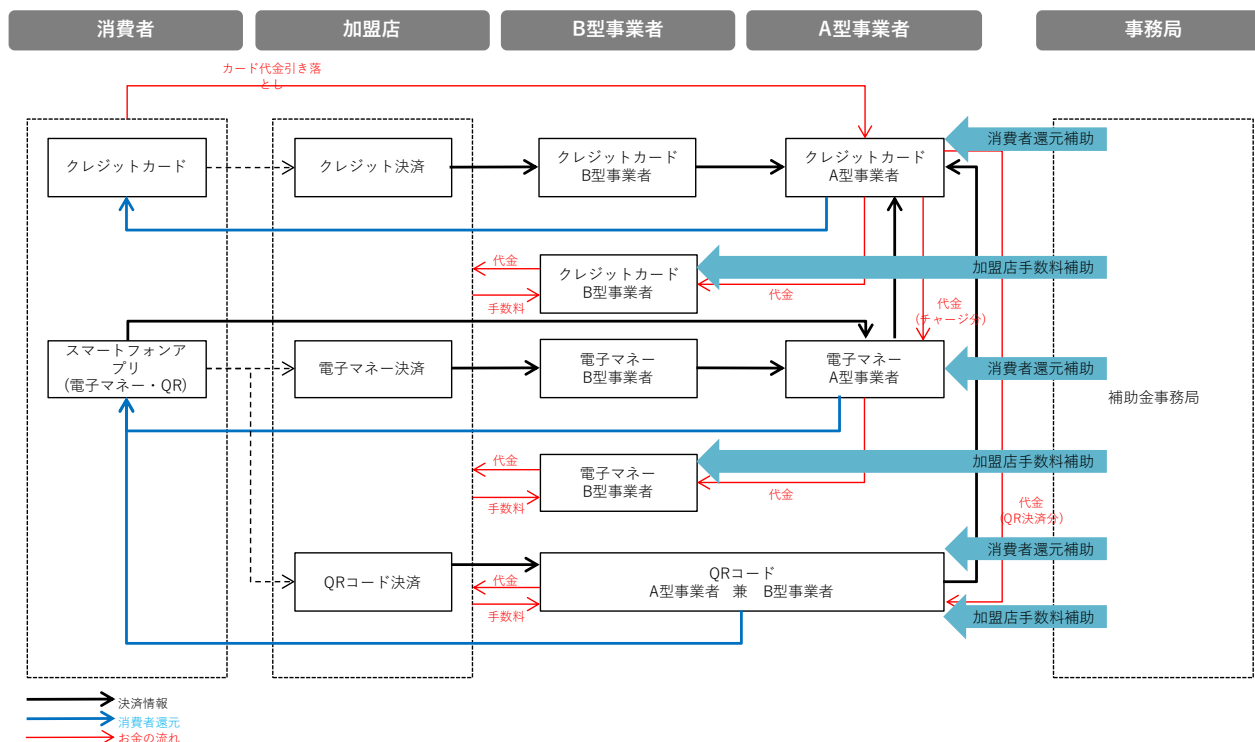
店頭キャンペーン実施中
2019/10/1 ~ 2019/10/31

補足⑨ 同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

同一加盟店で複数の消費者還元サービスが発生する場合も、決済情報は A 型決済事業者別に管理されるためポイント等の二重取りにはならない。

消費者還元分は原則として A 型決済事業者に補助されるが、例外として購買金額にポイント等相当額を充当する場合は、B 型決済事業者及び準 B 型決済事業者に補助される。



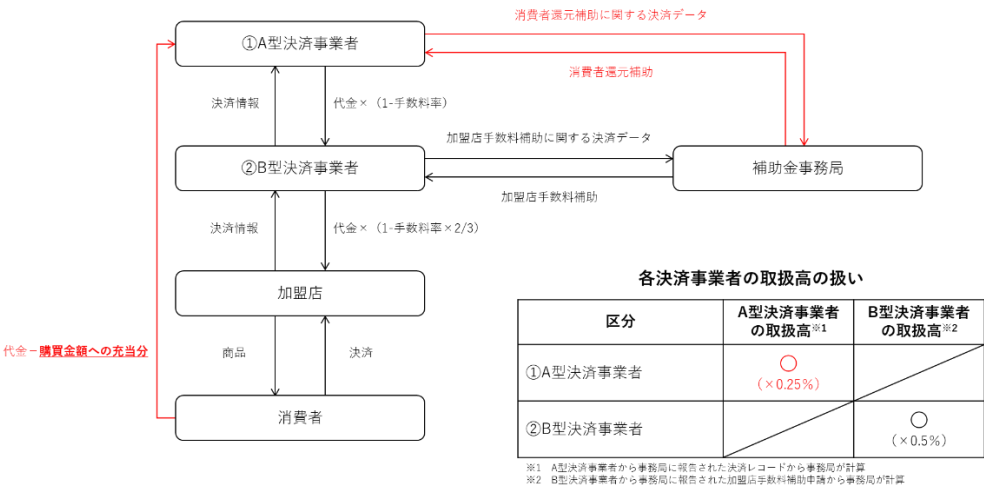
補足⑩ 即時充当における事務経費補助の上限を計算する取扱高に関する注意事項
(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

即時充当を行う決済事業者が事務経費補助の交付を受ける際に、その事務経費補助の上限の対象となる取扱高について、下記の考え方となるため注意すること。

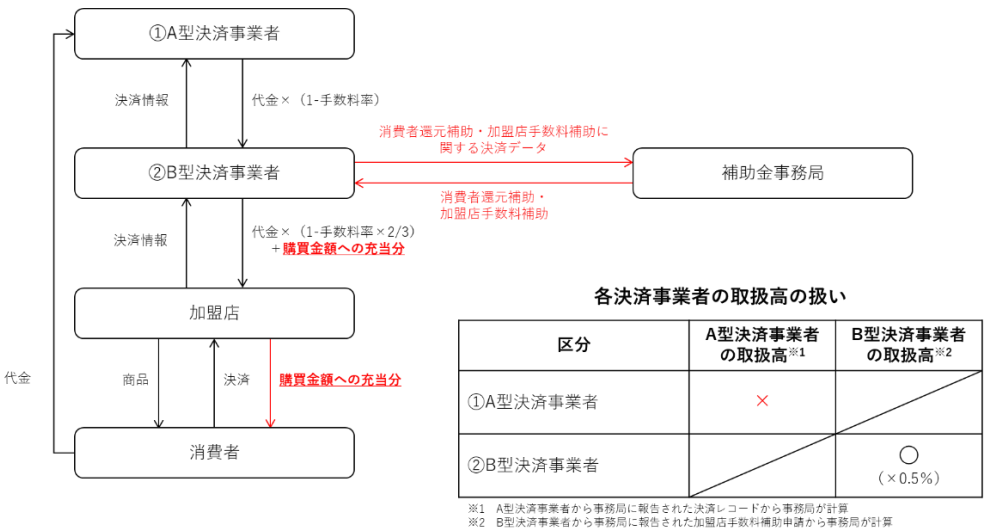
- ・ 加盟店を経由せず、A 型決済事業者から消費者に即時充当する場合には、当該取引の決済手段を提供している A 型決済事業者の取扱高として計算する。
- ・ 加盟店経由で、B 型決済事業者若しくは準 B 型決済事業者から消費者に即時充当する場合には、当該取引の決済手段を提供している A 型決済事業者の取扱高には計算しない。
- ・ A 型兼 B 型決済事業者についても、上記の考え方と同様に、加盟店を経由して即時充当しているか否かで A 型決済事業者としての取扱高を計算する。

※B 型決済事業者若しくは準 B 型決済事業者から加盟店経由で即時充当する場合において、A 型決済事業者が、その取扱高を見込んでいる可能性があるが、A 型決済事業者は自らが補助金事務局に報告する決済レコードをもって自らの取扱高を把握・管理すること。

例 1) 加盟店を経由せず A 型決済事業者から即時充当する場合



例 2) 加盟店経由で B 型決済事業者から即時充当する場合



補足⑪ 登録決済事業者による加盟店情報の提出について

(※平成 31 年度事業公募要領より再掲)

国際ブランド付クレジットカード等の場合、A 型決済事業者が発行しているカードを用いて制度に参加している加盟店において決済しても、一部の B 型又は準 B 型決済事業者が当該加盟店の制度参加を受け付けていない等の理由により、消費者還元がなされない組み合わせが発生する可能性がある。消費者に自分の持っているカードがどの店舗で還元されるのか・還元されないのかを明らかにするために、国際ブランド付クレジットカード等で消費者還元を行う A 型決済事業者、及び B 型・準 B 型決済事業者は、以下の情報を補助金事務局に提示しなければならない。必要に応じて、情報処理センター、POS 事業者、加盟店等の協力を仰ぐこと。

<オンアス・オフアス契約に関する課題認識>

還元○×：カード番号等で検索した時に、加盟店がブランド単位で還元対象店舗として表示されるかどうか
データ○×：実際に消費者還元支援システムにデータが連携され、イシューが還元を行えるかどうか

登録 パターン	ある店舗のアクワイアラ契約			イシュー				
	制度参加有		制度参加無	制度参加有				制度参加無
	A社 Xブランド (メイン)	B社 Xブランド (サブ)	C社 Xブランド (サブ)	イシュー+アクワイアラ			イシューのみ	E社発行カード Xブランド
				A社発行カード Xブランド	B社発行カード Xブランド	C社発行カード Xブランド	D社発行カード Xブランド	
ア	○	○	×	還元○ データ○	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ○	還元× データ×
イ	○	×	×	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ×	還元○ データ○	還元× データ×
ウ	×	○	×	還元○ データ×	還元○ データ○	還元○ データ×	還元○ データ×	還元× データ×
エ	×	×	×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×	還元× データ×

【課題①】
いずれかのアクワイアラが、何らかの理由によって加盟店を登録しない場合、還元対象カードとして登録され、加盟店もXブランドが利用可能と登録されているものの、還元データが上がらないため、還元されない。

【課題②】
イシュー+アクワイアラを行っているカード会社が、イシューとして対象カードを登録しているものの、アクワイアラとして参加していない場合、どの店舗で当該カードが還元できないのが把握できない。

【課題③】
イシューのみのカード会社はメインアクワイアラが加盟店を登録していない場合は、還元データが上がらないため還元されない。

【課題①・②へ対応するために必要な情報】

- ・ アクワイアリング契約している加盟店情報（CCT 端末の場合は TID、POS 等の場合は加盟店を識別できる情報）
- ・ 自身のアクワイアリングコード（CCT 端末の場合は KID、POS 等の場合は KID に代わるコード等）
- ・ BIN 帯の仕向け先コード（DLL 等）
- ・ 仕向け先コードに紐づく BIN 帯

※ A+B 型の事業を行っているものの、A 型決済事業者のみ登録があり、B 型決済事業者として登録を行っていない決済事業者も制度参加加盟店かどうかに関わらず、すべてのアクワイアリング契約情報を補助金事務局へ提示すること。

【課題③へ対応するために必要な情報】

課題①・②への対応でカバーできるため、特に追加的な情報は不要。

2 交付申請及び交付決定

2.1 交付申請受付期間

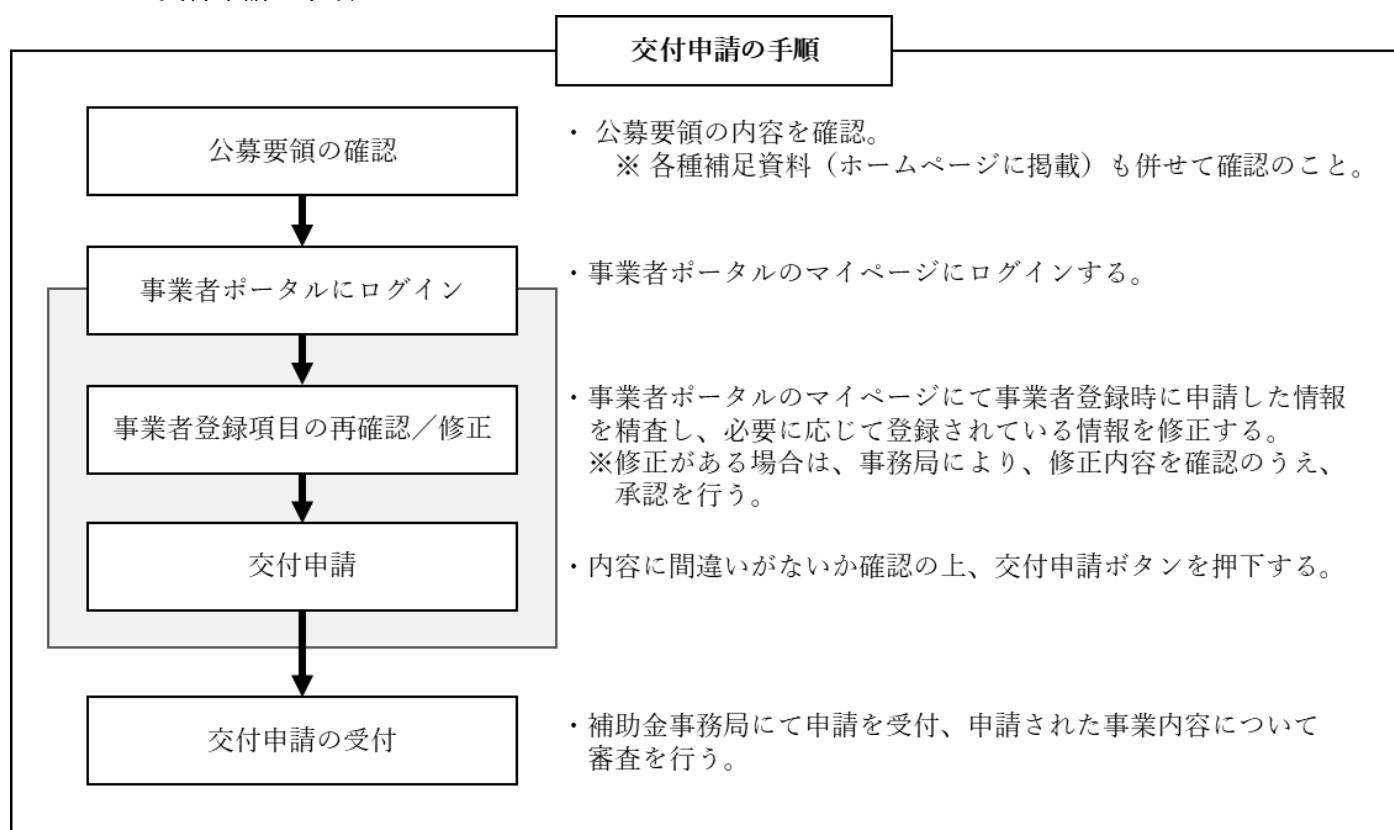
平成 31 年度事業期間内に交付決定を受けたすべての補助事業者は、下記の期間内に本事業の交付申請を行わなければならない。本事業の交付申請が行われず、また交付決定がなされない場合、平成 31 年度事業で交付決定されている補助事業であっても補助金は交付されないため注意すること。

2020 年 4 月 22 日（水）～2020 年 5 月 15 日（金）17：00 まで

2.2 交付申請

キャッシュレス・消費者還元事業（消費者還元補助）の申請は、事業者ポータルマイページにログインし、平成 31 年度事業で交付決定および年度繰越申請を行った際の申請情報、提出書類、その他事務局が求める事項を、継続して使用することに同意の上、交付申請を行うこと。

2.2.1 交付申請の手順



※ 交付申請に係る情報項目の取得を交付申請後に補助金事務局が行う場合がある。決済事業者はこの情報項目取得のための情報入力を遅滞なく行わなければならない。

2.2.2 「合意された手続実施結果報告書」の提出

本事業において「合意された手続結果報告書」の提出を新たに求めない。補助金事務局は、平成 31 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）において交付決定された補助事業者から平成 31 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）事業に必要な書類として提出された「合意された手続結果報告書」原本に記載された失効率（若しくは利用率）の値を本事業における補助金交付のための失効率（若しくは利用率）として採用し、それ以外の値を認めな

い。

※ 平成 31 年度 キャッシュレス・消費者還元事業費補助金（消費者還元補助）事業において、提出が必要な補助事業者により「合意された手続実施結果報告書」が提出されていない場合、暫定的な失効率（若しくは利用率）での交付申請を認めるが、その後提出された「合意された手続実施結果報告書」の値に基づいて精算払（概算払手続が生じる場合は概算払）を行うため、暫定的であっても正確な値にて申請するよう留意すること。

※ 補助金事務局は「合意された手続実施結果報告書」の内容を確認後、決済事業者に交付申請時に申告した失効率（若しくは利用率）の値を変更するよう指示する。

2.3 交付決定前の変更

交付申請を行った後、交付決定を受ける前に交付申請の内容に変更が生じた場合は、必ず補助金事務局に問い合わせて指示を受けること。

2.4 審査

補助金事務局は申請された事業内容について、本事業の交付規程及び公募要領の要件を満たしているか審査を実施する。申請内容に不備・不足がある場合、補助金事務局から不足及び不整合を指摘する場合がある。不備・不足に関する通知や連絡を受け取った際は、速やかに不備・不足を解消すること。

2.5 交付決定

審査の結果、交付申請の内容が適当であると認めた場合、交付決定を行う。なお、公募状況により公募予算額を超える場合、審査結果によっては、申請された補助金額から減額して交付決定されることがある。総合評価の結果、不採択となる場合がある。

審査結果や審査の過程に関する質問に対しては、補助金事務局は一切対応しないこととする。なお、申請書類に不足及び不整合がないもの、また不足及び不整合が解消されたものから順次交付決定を行う。補助金事務局は、交付決定した補助事業者宛てに交付決定通知を送付する。

2.6 申請手続の代行（代行申請事業者）

2.6.1 代行できる手続

補助金事務局は、下記について、代表申請事業者（※）からの手続も受け付ける。

※別途、キャッシュレス決済事業者登録要領に基づき、補助金事務局に登録申請を行っている、又は登録されている代表申請事業者をいう。

- ① 交付申請書
- ② 交付申請取下げ届出書
- ③ 補助事業計画変更承認申請書
- ④ 補助事業事故報告書
- ⑤ 補助事業実績報告書
- ⑥ 概算払請求書

- ⑦ 精算払請求書
- ⑧ 補助事業年度末実績報告書
- ⑨ 補助事業承継承認申請書
- ⑩ その他補助金事務局が指示する手続

2.6.2 代表申請事業者の責務及び不正行為に対する措置

代表申請事業者は、キャッシュレス決済事業者登録要領に記載がある責務を負う。不正行為に対しては下記の措置を行う場合がある。

- ・ 代表申請事業者としての登録の取消し
- ・ 補助金事務局が実施する全ての補助金について一定期間の手続代行の停止
- ・ 代表申請事業者の名称及び不正の内容の公表 等

3 事業実施方法

3.1 補助事業の開始

補助事業者は、原則、補助金事務局から送付される本事業の交付決定通知書に記載された交付決定日以降、消費者還元補助の補助金を請求することができる。

※ 補助対象経費は 1.7.1 で規定するキャッシュレス・消費者還元補助の対象額とする。

3.2 計画変更等について

補助事業者は、事業の実施中に計画に変更が生じた場合、予め補助金事務局に報告し、その指示に従わなければならない。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかに補助金事務局へ報告しなければならない。

3.3 実施状況の確認

補助事業者は、本補助金を受けたにもかかわらず消費者還元補助を実施しなかった場合、あるいは実施できなかった場合は、受給した補助金を返還しなければならない。補助金事務局は、本補助金を受けた補助事業者に対して、還元の実施状況を確認するため、取引データの提出等の調査を行う。また振込データやその他実績を確認するための資料等の提出を求めることがある。

3.4 概算払について

3.4.1 概算払請求について

交付決定された補助事業者は、1.7.1 で規定するキャッシュレス・消費者還元補助の対象となる金額について、1 カ月単位又は 3 カ月単位で概算払請求することができる。この場合において、補助事業者は、3.4.2 にて定める集計期間ごとに確定した補助対象の支払額の補助相当額を概算払請求書期限までに、補助金事務局に請求しなければならない。

- ※ 補助金事務局は概算請求書を受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確認し、補助事業者に速やかに通知する。
- ※ 補助金事務局は、決済事業者の取扱見込み高を考慮し、概算払請求金額の減額を行うことができる。
- ※ 概算払請求方法の詳細は、交付決定を受けた事業者に別途連絡する。
- ※ 概算払請求の内容に不備・不足等があり、概算払い審査期間中に審査が完了しなかった場合は、次の審査期間分として取扱うこととなるので、書類の作成には十分注意すること。

3.4.2 概算払のスケジュール

< 4 月分の概算払請求を行う場合 >

区分	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
4 月分	2020 年 5 月 29 日	2020 年 6 月上旬～ 2020 年 6 月下旬	2020 年 7 月下旬

< 5 月分の概算払請求を行う場合 >

区分	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
5 月分	2020 年 6 月 30 日	2020 年 7 月上旬～ 2020 年 7 月下旬	2020 年 8 月下旬

< 4 月分・5 月分の概算払請求をまとめて行う場合 >

区分	概算払 請求書期限	概算払 審査期間	概算払予定日
4・5 月分	2020 年 6 月 30 日	2020 年 7 月上旬～ 2020 年 7 月下旬	2020 年 8 月下旬

※ 6 月分については概算払請求は行わず、精算払時に請求すること。

3.5 中間検査について

補助金事務局は、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者は、補助金事務局の指示に従い、対応しなければならない。

3.6 補助事業の完了

補助事業の完了日は、2020 年 12 月 25 日又は補助事業者における支出額（補助対象経費全額）を支払完了（精算を含む）した日のいずれか早い方とする。補助金事務局に申告した事業完了予定日は厳守のこと。遅延した場合、補助対象とならない場合がある。事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに補助金事務局に連絡すること。

- ※ 補助事業者は、補助事業の完了日から、30 日以内又は 2020 年 12 月 25 日のいずれか早い日までに、本事業の交付規程に定める実績報告書を提出しなければ補助金の交付を受けることができない。
- ※ 補助対象となる補助事業者における支出は、銀行振込で支払ったもののみとすることとし、現金での支払いは認めない。
- ※ また、その他の支払いとの合算、相殺、割賦契約、手形、小切手等による支払いは認められない。

3.7 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から、30 日以内又は 2020 年 12 月 25 日のいずれか早い日まで、実績報告書を提出しなければならない。

なお、本事業の実績報告書は平成 31 年度事業の実績報告書とならないため、注意すること。（平成 31 年度事業についても実績報告書を提出する必要がある。）

補助金事務局は、実績報告書を受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に速やかに通知する。

補助金額は、実績報告後に補助金事務局の審査で決定する。

3.8 補助金の支払い

補助金事務局は、額の確定通知書を郵送後、精算払請求書を受理した後に、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

3.9 検討委員会及び成果報告会への参加について

補助事業者は、補助金事務局から要請があった場合は、事業開始後に設置する検討委員会及び、補助金事務局が実施する成果報告会に参加しなければならない。

3.10 データ提供について

補助金事務局は、国の施策に基づきキャッシュレス決済の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対してキャッシュレス決済の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

補助事業者は、補助金事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

3.11 交付決定の修正又は取消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適化法、補助金等に係る予算の執行の適化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- ・ 交付決定の修正又は取消し、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ・ 補助金適化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ・ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- ・ 補助事業者の名称及び不正の内容の公表。

3.12 個人情報の取扱いについて

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等及び不当な取引を行った者による二次被害を防ぐための情報連携に利用する他、補助金事務局が主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3.13 決済事業者が発行したポイント等が使用不能になった場合の対応

キャッシュレス・消費者還元事業の事業期間中及び 2026 年 3 月 31 日までの間に、本事業に登録された A 型決済事業者で、平成 31 年度事業公募要領に別途定める 1.7.1.2「ポイント又は前払式支払手段に記録された金額の還元による補助金の算定方法」において「合意された手続実施結果報告書」の提出が必須となっている決済事業者がポイントサービス自体を廃止し、又はサービス自体を提供できなくなるなど、消費者がポイントを利用することが不可能になった場合、補助金事務局は交付した補助金に係るポイント還元等の執行状況等を調査し、利用されなかったポイント還元相当額の返還を求める場合がある。



消費者還元補助に関する問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

ポイント還元問合せ窓口（決済事業者向け）

（ナビダイヤル）0570-012141

※一般電話からは市内通話料金で利用可能

（IP 電話用）042-303-4204

<受付時間：平日 10：00～18：00（土・日・祝日を除く）>

キャッシュレス・消費者還元サイト：<http://cashless.go.jp/>